

山梨県公報

第二千三百七号

平成二十五年

三月十八日

月 曜 日

目次

告示

- 保安林の指定の予定……………一九五
- 道路の供用開始(五件)……………一九五
- 道路の区域変更(三件)……………一九六
- 河川区域の指定の一部改正……………一九七

公告

- 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(八件)……………一九七
- 特定開発行為に関する工事の完了について……………二〇二

教育委員会

- 落札者の決定について……………二〇二

公安委員会

- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………二〇三
- 高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正……………二〇三

その他

- 山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………二〇六

告示

山梨県告示第八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

笛吹市芦川町鷺宿字深川一七九三地先・一七九五地先・一七九六地先・一七九七地先・一七九八地先・一八〇〇地先(以上六筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字深川一七九三地先・一七九五地先・一七九六地先・一七九七地先・一七九八地先・一八〇〇地先(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	韮崎南アル ブス中央線	南アルブス市有野字北新田三四 二三番の一地从先から 南アルブス市有野字北新田三四 二三番の一地从先まで	一九・五	平成二十五年 三月十八 日

山梨県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐芦安線	南アルプス市有野字北新田三二二四番地先から南アルプス市有野字北新田官有無番地先まで	一九・五	平成二十五年三月十八日

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川大門停車場線	西八代郡市川三郷町市川大門字落合前官有無番地先から西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六三二番の一地主先まで	三〇・〇	平成二十五年三月十八日

山梨県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷富士川線	西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六三二番の四地主先から西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六三三番の一地主先まで	三七・〇	平成二十五年三月十八日

山梨県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷身延線	西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六三三番の四地主先から西八代郡市川三郷町市川大門字落合前六三三番の一地主先まで	三七・〇	平成二十五年三月十八日

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 一般国道

- 二 路 線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町大字井戸字豊岡一八九番の一地先から 笛吹市石和町大字井戸字豊岡一八八番の五地先まで	四二・一	四二・一	一三三・一	一五・七
	四二・一	四二・一		

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町大字井戸字豊岡一八九番の一地先から 笛吹市石和町大字井戸字豊岡一九八番の三地先まで	一一・七	一一・七	一五・七	二九・一
	一一・七	一一・七		

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。

所において、この告示の日から平成二十五年四月八日まで一般の縦覧に供する。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市御坂町八千蔵字居屋敷二六一番の一地先から 笛吹市御坂町八千蔵字諏訪原四四六番の一地先まで	一〇・〇	一〇・〇	二二・三	三三・〇
	四〇・八	四〇・八		

山梨県告示第九十八号

一級河川早川に係る河川区域の指定（昭和四十八年山梨県告示第四百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

第十一号図から第二十一号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市桑久保字下和見沢八六	曾根代三
上野原市桑久保字下和見沢八七	楠野幸子
上野原市桐原字井戸入二二二	石井幸徳
上野原市鶴島字上河原二五八二	長田昌司

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市大曾根字橋古沢二九九から三〇二まで	黒部茂一
上野原市大曾根字橋古沢三二〇の内一	佐々木小市郎
上野原市桑久保字高間沢一三三三の一	東條宗憲
上野原市大倉字一ノ沢一六六五乙	安藤正夫
上野原市大倉字一ノ沢一六七二	細田平左エ門
上野原市西原字夏地三〇七九の一	船木周作
上野原市西原字糠小屋七二一七の二二（次の図に示す部分に限る。）、七二一七の一一	荒井賢太郎
上野原市桐原字新屋三八二九	鷹取作太郎
上野原市桐原字下椿六五二三の三（次の図に示す部分に限る。）、六四八〇の一	鷹取榮
上野原市桐原字大原七六〇七	本光寺
上野原市桐原字照合九〇六四、九〇六五	鷹取貞伴
上野原市桐原字日武連一一五九七、一一五九九、一一五九九内一	岡田隆志
上野原市桐原字西窪一七四（次の図に示す部分に限る。）、字清水七	石井幸徳

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百二十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十八日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市桑久保字上和見沢一五〇の一（次の図に示す部分に限る。）	牧野八十
上野原市西原字腰掛六一の九	長田木夫
上野原市桐原字金山一一四一八	威王院

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

- 上野原市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十八日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市秋山字神場指四九四〇の四	天野正勝、小池三郎
上野原市秋山字竹の沢七一七〇の四、七一七〇内一	佐藤裕計
上野原市秋山字日蔭七三三四、字日向原七三三四	井上公正
上野原市秋山字尾廣沢七三七六・七三七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	合資会社安藤薬局
上野原市秋山字石打場七九〇九、七九三三の五、七九三三の六	安留源吉
上野原市秋山字石打場七九四一（次の図に示す部分	安留義秋

に限り。）	
上野原市秋山字東棚入二二九〇一の三	上野瀧次郎

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百三十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字飯尾川六〇五七、六〇五八、六〇五八内一	奈良万左工門
上野原市西原字飯尾川六〇五九	降矢清右工門

上野原市西原字宮沢六八八三の二、六八八八の二	古家寛三郎
上野原市西原字宮沢六八九三の二一	宇津木久雄
上野原市桐原字和田原乙六五七五	鷹取嘉重
上野原市桐原字城山九一六五、九三三五、九三三六	鷹取貞伴
上野原市西原字横田和一二七六五、一二七六七	水越正平
上野原市桐原字家向一四〇六三の二	高橋高光
上野原市桐原字家向一四〇八三の二、一四一一四、一四一一五、一四一一七の二、字向原下一四三九三	高橋孝知

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明
一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市大曾根字登下沢八一八の二	山口嘉平
上野原市西原字美流沢六八一二の三	古家寛三郎
上野原市西原字美流沢六八一七の三	古家博敏
上野原市西原字平野田向七三〇七の二・七三〇八の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)	降矢弘仲、降矢秀忠、降矢武彦
上野原市西原字鶴楨沢七四五八の二(次の図に示す部分に限る。)	洞泉寺
上野原市桐原字向原下一四三九四	鷹取省作
上野原市桐原字向原下一四四一の一	高橋孝知

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明
一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市野田尻字上宿八六五	溝呂木友治郎
上野原市野田尻字野田尻五八七	和智信三
上野原市野田尻字野田尻五八九	溝呂木ぬい
上野原市西原字内大四七八二の三	宝珠寺
上野原市西原字高根沢四七八三の三	宇津木金二郎
上野原市西原字方屋五一〇二の一、五一一三の一	宇津木尙次
上野原市西原字方屋五一一五	武原栖光
上野原市西原字沢入六〇〇三(次の図に示す部分に限る。)	降矢清右卫門、奈良勇三郎
上野原市西原字沢入六〇四三の二	奈良万左工門
上野原市桐原字湯口一三五七六の三	石井義致

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市野田尻字王勢籠平二二四四の一、二二四四の六、二二四四の八	網野裕巳、織田一男

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五十七号

● 特定開発行為に関する工事の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十四条の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされた次の特定開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十五年三月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

南巨摩郡南部町万沢字宮下一万八千八百七番地三 杉山地区

二 特定開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡南部町福土二万八千五百五番地二 南部町長 佐野和広

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年三月十八日

山梨県教育委員会教育長 瀧 田 武 彦

一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県立図書館移転・配架業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県教育庁社会教育課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十四年六月二十二日

- 四 落札者の氏名及び住所
日本通運株式会社山梨支店 山梨県甲府市丸の内二丁目二十六番一号
- 五 落札金額
一千三百二十三万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十四年五月十四日

公安委員会

山梨県公安委員会規則第二号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表三の項中、「山梨県南巨摩郡富士川町大柵七二七番地三」を、「山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字調整地一、五六八番二地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会告示第三十二号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

別表第一中

一一三	中央自動車道 富士吉田線（都留インターチェンジドランプウェイ）	都留市下谷四丁目一、〇三一番地一先から都留市つる四丁目一、一五一番地五先まで（本線下り線流出ランプウェイ）（二二〇メートル）	自動車	終日	高速	平成二三年七月二十八日 告示第六六号
-----	------------------------------------	--	-----	----	----	-----------------------

を

一一三	中央自動車道 富士吉田線（都留インターチェンジドランプウェイ）	都留市下谷四丁目一、〇三一番地一先から都留市つる四丁目一、一五一番地五先まで（本線下り線出ランプウェイ）（二二〇メートル）	自動車	終日	高速	平成二五年三月十八日 告示第三二号
一一四	中部横断自動車道（増穂インターチェンジ）	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九五番地一先（上り線との分離部）から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九五番地先（下り線との合流部）まで（本線上り線出ランプウェイ）（一四〇メートル）	自動車	終日	高速	平成二五年三月十八日 告示第三二号

上り線との合流部)
まで(本線下り線オ
ンランブウェイ)
(一三〇メートル)

に改める。
別表第三中

一七二	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町五九一番 地一先から山梨県南	四、八 九〇	自動 車	七〇 (た だし	高速	平成二五年 三月一八日 告示第三二
一七三	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡増穂 町長澤二、二四一番 地の四先から山梨県 南巨摩郡増穂町大柵 六一二番地の三先ま で中部横断自動車道 上り線	四〇七	自動 車	五〇	高速	平成一八年 一二月一四 日 告示第一二 七号
一七二	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡増穂 町大柵六一一番地の 三先から山梨県南ア ルプス市十日市場四 八番地の五先まで中 部横断自動車道下り 線	五、〇 二七	自動 車	七〇 (た だし 、異 常気 象時 等は 五〇 キロ メー トル 毎時 とす る。	高速	平成一八年 一二月一四 日 告示第一二 七号

に

一八〇	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町大柵七二七番地 の三先から山梨県南 巨摩郡富士川町大柵	二八五	自動 車	三〇	高速	平成二三年 七月二八日 告示第六六 号
一七九	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡増穂 町大柵六一一番地の 三先から山梨県南巨 摩郡増穂町大柵四八 五番地の四先まで中 部横断自動車道上り 線(上り増穂インタ ーチェンジ流出ラン プウェイ)	二八五	自動 車	三〇	高速	平成一八年 一二月一四 日 告示第一二 七号
一七三	中部横断 自動車道	山梨県南巨摩郡富士 川町長澤二、二四一 番地の四先(五九・ 八キロポスト)から 山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町五九二番 地一先までの上り線	二六〇	自動 車	五〇	高速	平成二五年 三月一八日 告示第三二 号

一八〇	増穂インターチェンジ(中部横断自動車道下り線)および国道五二号下り線(増穂インターチェンジ)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、五六八番地二先(増穂インターチェンジ入口交差点東側)から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町五九一番地一先までの下り線	一、一八〇	自動車	三〇	高速	平成二五年三月一八日告示第三二号
一七九	増穂インターチェンジ(中部横断自動車道上り線)および国道五二号上り線(増穂インターチェンジ取付道路)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町五九二番地一先から山梨県南巨摩郡富士川町一、五六八番地二先(増穂インターチェンジ入口交差点東側)までの上り線	九〇	自動車	三〇	高速	平成二五年三月一八日告示第三二号

九	増穂インターチェンジ(中部横断自動車道)および国道五二号(増穂インターチェンジ)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一、五六八番地二先(増穂インターチェンジ入口交差点東側)から山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六九六番地一先(上下線分離部)までの両側	八三〇	自動車	終日	高速	平成二五年三月一八日告示第三二号
一〇	中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡増穂町大柗七二七番地の三先から山梨県南アルプス市十日市場一、五六三番地の七先までの中部横断自動車道下り線	五、七九七	自動車	終日	高速	平成一八年一二月一四日告示第一二七号

に改める。
別表第四中

一〇	中部横断自動車道及び増穂インターチェンジ (中部横断自動車道・オフランブウェイ)	山梨県南巨摩郡富士川町青柳町六五番地先(上下線合流部)から山梨県南アルプス市十日市場一、五六三番地の三先までの両側	五、五 八〇	自動車	終日	高速 平成二五年三月一八日告示第三二号
----	---	---	-----------	-----	----	------------------------

に改める。

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月十八日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県産業労働部長 新 津 修

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則(昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び休学」を、「休学及び除籍」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条・第二十条」を「第二十条・第二十一条」に、「第二十一条 第二十四条」を「第二十一条 第二十五条」に、「第二十五条・第二十六条」を「第二十六条・第二十七条」に改める。

「第五章 入学、退学及び休学」を「第五章 入学、退学、休学及び除籍」に改める。
第二十六条を第二十七条とし、第十八条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げ、第五章中第十七条の次に次の一条を加える。

(除籍)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長により除籍されるものとする。

- 一 第五条第二項に規定する在学期間を超えた者
 - 二 第十七条第二項に規定する休学期間を超えた者
 - 三 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者
- 附則**
この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。